

第3章 平成9年度から平成12年度の関税行政

第1節 概説

1 内外の動向

世界経済の動向は、米国経済は引き続き好調、欧州経済は鈍化したものの堅調さを維持していた。我が国をはじめアジア経済は、平成11年（1999年）には景気回復の兆しが見えてきたものの、総じて厳しい状況にあった。

米国経済の好調さは、世界経済を牽引した。この一つの要因として、情報化投資が生産性に寄与しており、一層の効果の広がりが見られていた。米国の抱えるリスク要因は、①個人消費、②株価、③インフレ、④経常収支の「4つのリスク」に整理された。経常収支については、赤字は拡大しており、為替水準への影響や保護主義の強まりが懸念されるところであった。

欧州については、平成11年初めに単一通貨ユーロが導入され、導入直後は弱含みの状況が続いていたが、次第に金融、資金取引通貨としてドルに匹敵する役割を果たし始めていた。

東アジア経済は平成11年には急回復を遂げ、その背景には輸出の回復や景気刺激策があった。もっとも、民間部門の回復、特に設備投資の回復は、力強さを欠いていると見られていた。

日本経済は、平成10年（1998年）夏以降、3割近い円高に見舞われた。為替変動は様々な要因によるが、円高に先行して経常収支黒字の蓄積（平成9年度11兆4千億円、平成10年度15兆8千億円）が進んでいたことは、平成7年度（1995年度）の円高時と共通している。また、平成10年度は、マイナス成長を記録したものの、平成12年（2000年）には回復基調を示していた。原油価格は平成11

年以降2倍以上に上昇したが、①省エネルギーやエネルギー源の多様化、産業構造の変化、②ガソリン輸入の自由化等の規制改革により、国内価格への影響は湾岸危機時以降低下した。

2 WTOの動向

平成8年（1996年）12月にシンガポールで開催された第1回閣僚会議を受けて、平成10年（1998年）5月にジュネーブで開催された第2回閣僚会議では、第3回閣僚会議においてしかるべき決定を行うことができるよう、準備を開始することが合意された。

その第3回閣僚会議は平成11年（1999年）11月に開催され、平成12年（2000年）から新ラウンドを立ち上げるべく、交渉の枠組み等を合意することを主たる目的として議論が行われた。しかしながら、同会議は、①直面している問題が多様で複雑であったこと、②意思決定プロセスに透明性を確保する必要があったこと、③これらの問題を解決するには残された時間が短かすぎる事等理由により、閣僚宣言を取りまとめられないまま時間切れとなり、結局、会議は失敗に終わった。

第2節 関税率等関税制度の変遷

1 関税率の改正

(1) 石油関係関税の改正

① 石油関税の引下げ

原油については、我が国の原油の輸入依存度がほぼ100%であるため、原油に国内産業保護を目的とした関税を課す必要がなく、このため原油関税の基本税率は無税と規定されている。他方、石油によって石炭産業が打撃を受けたという原因者負担的な考え方に立って、当時は石炭対策のための特定財源として関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）により暫定税率が設定されていた（原油関税及び石油製品関税は、「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」の石炭勘定に直入されていた。）。

暫定税率は、石炭対策の進展に伴い段階的に引き下げていくこととされ、平成4年度（1992年度）関税改正において、平成4年度から平成8年度（1996年度）までは315円/kℓ、平成9年度（1997年度）から平成13年度（2001年度）までは215円/kℓとする改正が行われていた。このように、当初の予定では、平成14年度（2002年度）には基本税率（無税）が適用されることとなっていた。

原油関税が引き下げられる一方で輸入石油製品に係る関税が引き下げられない場合、国内石油精製業者の石油製品製造に係る原料コストは低下するものの、輸入石油製品価格が下がらないため、国内石油製品価格も下がらないということも考えられた。そこで、平成9年度からの原油関税の引下げに伴い、石油製品全油種の関税も引き下げることによって石油製品全油種の価格の引下げを図り、原油関税引下げのメリットを全石油製品ユーザーに還元することを目的として、平成9年度において石油製品の関税も引き下げられることとなった。

② 原油関税の延長

前述のとおり、石炭対策については平成13年度末をもって完了することとされ、それに併せて原油関税も平成13年度末をもって廃止することとされていた。もっとも、平成12年度（2000年度）、13年度の石炭対策には2770億円程度の費

用が必要と見込まれていたが、両年度の原油関税の収入見込みを前提とすると相当程度の歳入不足が生じることとなるため、借入を行わざるを得ず、その返済財源として平成14年度以降総額1520億円の資金手当てを行うことが必要となった。そこで、平成13年度末で終了することとなっていた原油関税を平成17年度末（2005年度末）まで4年間延長し、想定される歳入不足を当該関税収入

表 2-3-1 主な石油製品の関税改正

その他の揮発油のうち		
航空機用（比重0.8017以下）		
平成9年度改正	2,130円 /kl	→ 2,090円 /kl
平成12年度改正	2,090円 /kl	→ 2,069円 /kl（平成14～17年度）
航空機用（比重0.8017超）		
平成9年度改正	2,400円 /kl	→ 2,360円 /kl
平成12年度改正	2,360円 /kl	→ 2,336円 /kl（平成14～17年度）
その他のもの（石油化学製品製造用又は燃料用以外のもの：ガソリン）		
平成9年度改正	1,430円 /kl	→ 1,400円 /kl
平成12年度改正	1,400円 /kl	→ 1,386円 /kl（平成14～17年度）
灯油		
平成9年度改正	580円 /kl	→ 570円 /kl
平成12年度改正	570円 /kl	→ 564円 /kl（平成14～17年度）
軽油		
平成9年度改正	1,290円 /kl	→ 1,270円 /kl
平成12年度改正	1,270円 /kl	→ 1,257円 /kl（平成14～17年度）
A 重油及び粗油のうち製油用及び農林漁業用以外のもの		
硫黄分0.3%以下		
平成9年度改正	2,770円 /kl	→ 2,620円 /kl
平成12年度改正	2,620円 /kl	→ 2,593円 /kl（平成14～17年度）
硫黄分0.3%超		
平成9年度改正	3,750円 /kl	→ 3,410円 /kl
平成12年度改正	3,410円 /kl	→ 3,306円 /kl（平成14～17年度）
B・C 重油及び粗油のうち製油用以外のもの		
硫黄分0.3%以下		
平成9年度改正	2,540円 /kl	→ 2,400円 /kl
平成12年度改正	2,400円 /kl	→ 2,376円 /kl（平成14～17年度）
硫黄分0.3%超		
平成9年度改正	3,750円 /kl	→ 3,410円 /kl
平成12年度改正	3,410円 /kl	→ 3,202円 /kl（平成14～17年度）

（出所）『関税年報』平成9年版 15ページ、平成12年版 19ページにより作成。

で賄うべく、当時215円 /klであった税率を平成14年度以降、170円 /klに引き下げることとされた。

また、石油製品関税については、平成13年度末までは現行税率を維持し、14年度以降は原油関税の引下げに併せ、過去の原油関税引下げ時と同様に、原油関税引下げによる利益をユーザーに還元するため、油種ごとに関税率を引き下げることとし、その旨の関税暫定措置法の改正が行われた。

(2) 粗糖関税の改正

我が国の砂糖価格は低下傾向にあったものの、欧米諸国と比較するとなお相当程度の内外価格差があり、消費者、ユーザー、砂糖業界からの内外価格差の縮小要請に対応するため、平成9年度(1997年度)改正において、我が国の砂糖輸入の大部分を占める粗糖(精製糖の原料で不純物が多く含まれている。)に係る関税が引き下げられることとなった。併せて粗糖以外の砂糖についても、粗糖関税の引下げに見合った分を引き下げることとし、平成9年度、平成10年度(1998年度)と2年連続で関税暫定措置法の改正を行い、更に平成12年度(2000年度)にも引下げが行われた。

表 2-3-2 主要な砂糖類の関税改正

粗糖(甘しゅ糖、糖度98.5度未満、てん菜糖、糖度98.5度未満)			
平成9年度改正	20円 /kg	→	15円 /kg
平成10年度改正	15円 /kg	→	10円 /kg
平成12年度改正	10円 /kg	→	無税
粗糖(甘しゅ糖、糖度98.5度以上、てん菜糖、糖度98.5度以上)、精製糖			
平成9年度改正	35.50円 /kg	→	32円 /kg
平成10年度改正	32円 /kg	→	28.5円 /kg
平成12年度改正	28.5円 /kg	→	21.5円 /kg
(国際分類上、粗糖は糖度99.5度未満のものとされているが、「砂糖の価格安定等に関する法律」(昭和40年法律第109号。平成12年に題名が「砂糖の価格調整に関する法律」に変更されている。)において粗糖は糖度98.5度未満のものとされているため、糖度98.5度以上99.5度未満の粗糖については精製糖と同率の関税率を設定している。)			
氷砂糖、角砂糖			
平成9年度改正	58.74円 /kg	→	55.24円 /kg (平成9年度適用税率)
	53.98円 /kg	→	50.48円 /kg (平成12年度適用税率)
平成10年度改正	53.65円 /kg	→	50.15円 /kg (平成10年度適用税率)
	50.48円 /kg	→	46.98円 /kg (平成12年度適用税率)

分みつ糖	平成12年度改正	46.98円 /kg	→	39.98円 /kg	(平成12年度適用税率)
	平成9年度改正	32.4%	→	30.9%	(平成9年度適用税率)
		29.8%	→	28.3%	(平成12年度適用税率)
	平成10年度改正	30.0%	→	28.5%	(平成10年度適用税率)
		28.3%	→	26.8%	(平成12年度適用税率)
	平成12年度改正	26.8%	→	24.5%	(平成12年度適用税率)

(出所) 『関税年報』平成9年版 17ページ、平成10年版 20ページ、平成12年版 20ページにより作成。

(3) 蒸留酒関税の改正

平成7年(1995年)6月から7月にかけて、EU、米国、カナダが、我が国のしょうちゅうの酒税率がウイスキー等の他の蒸留酒よりも低いことにつき、輸入品に対する不利な扱いを禁止するガットに違反するとしてWTOに提訴した。

この提訴に対し、WTOはパネルを設け、平成8年(1996年)7月に我が国の酒税制度はガット第3条(内国民待遇)違反と認定された。我が国は直ちにWTOの上級委員会に対して申立てを行ったが、同年11月、訴えが退けられたことから、我が国は酒税率の調整を段階的に行い、平成13年(2001年)10月までに是正することとした。その間、EUとの協議で、酒税率の調整を段階的に行うことの代償としてウイスキー、ブランデーの関税率引下げを行うことで合意した。しかしながら、米国、カナダとは合意に至らず、調整の実施期間が長すぎるとして、米国がWTOに仲裁を申し立てた。WTOは、平成10年(1998年)2月1日までに是正措置を実施しなければならないとの仲裁判断を示した。

我が国としては、平成10年2月1日までに是正措置を実施することが困難であったことから、関係国と交渉を行い、酒税の税率改正の実施がWTOの仲裁判断に示された期限を超えることの代償として、ウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ジン、ラム、リキュール等の関税を平成10年4月から段階的に引き下げ、平成14年(2002年)4月には撤廃することとした。

(4) 米の関税措置への切換え

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、農産物については、関税以外の国境措置につき、内外価格差を基に関税相当量(TE)を計算し、関税に置き換えることとされた。なお、関税化に当たっては、関税化前と同等のアクセス機会(現

行アクセス機会)を維持すること、あるいは、最低限、実施期間(平成7～12年(1995～2000年))の1年目に国内消費量の3%、6年目に5%のミニマム・アクセス機会を設定(毎年0.4%ずつ増加)することとされた。

このような「例外なき関税化」の原則の下で、我が国は小麦、乳製品等の関税化を平成7年から実施したが、米(米の加工品・調製品を含む)については関税化の特例措置を適用することとなった。

① 関税化の特例措置

関税化の特例措置とは、WTO 農業協定附属書5により認められている措置で、

- (i) 基準期間((昭和61～63年(1986～88年))における輸入量が、国内消費量の3%未満であること
- (ii) 輸出補助金が付与されていないこと
- (iii) 効果的な生産制限措置が採られていること

の条件を満たす場合に認められる。また、特例措置の適用の場合には、ミニマム・アクセス機会を実施期間の1年目には国内消費量の4%、6年目には8%になるよう設定(毎年0.8%ずつ増加)することとされた。

なお、農業協定上、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間中のいずれの年の開始時においても、特例措置の適用を終了させることができることとされている。

② 特例措置の関税措置への切換え

平成12年(2000年)からの次期農業交渉の開始を控え、我が国の基本的姿勢を早期に確立するため、政府、与党、農協系組織において、WTO 農業協定の内容に関する検証・分析作業が進められた。その一環として米の特例措置の取扱いについての議論が行われ、

- (i) 農業協定に基づいて、実施期間中に関税措置への切換えを行えば、それ以降のミニマム・アクセス数量の増加が抑えられる(増加率が年0.8%から0.4%に半減)こと
- (ii) 極めて少数の国(日本、韓国、フィリピン、イスラエル)にしか適用されていない関税化の特例措置に固執した場合、次期農業交渉において連携を図るべき関係諸国の理解を得られなくなる可能性があること
- (iii) 関税措置への切換えを行うとすれば、早期の実施がより有利であること等の理由から、米の特例措置の関税措置への切換えを平成11年度(1999年度)

から行うことが上記3者間で合意され、平成10年（1998年）12月18日、「WTO 農業協定関係閣僚会議」（内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣、大蔵大臣、通商産業大臣で構成。）において政府方針として正式に決定された。

米の関税措置への切換えに伴って、輸出入の許可制の廃止、輸入に係る納付金制度の創設等のため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の改正、また、関税率設定等のため、関税定率法、関税暫定措置法の改正を行う必要が生じた。これらは、納付金と関税から成る新たな国境措置を定めるという同一の趣旨・目的を持つものであることから、一括法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」（平成11年法律第29号））で改正が行われた。

③ 関税率の改正

WTO 農業協定に基づき算定した関税相当量（402円/kg、関税率表第1006号の米の場合）を基本税率として設定した。

ウルグアイ・ラウンドの実施期間である平成11年度（1999年度）と平成12年度（2000年度）の関税率については、ミニマム・アクセスによる輸入に係る税率については譲許税率（無税）を維持することとし、それ以外の輸入に係る税

表 2-3-3 主要な米類の関税

第1006号の米（もみ、玄米、精米、碎米）、			
改正前実行税率	無税	→	基本税率402円/kg
暫定税率	枠内税率		無税
	枠外税率		平成11年度 59.17円/kg 平成12年度 49円/kg
第1102号の米粉			
改正前実行税率	25%	→	基本税率442円/kg
暫定税率	枠内税率		25%
	枠外税率		平成11年度 65.17円/kg 平成12年度 54円/kg
第1104号の米の加工品			
改正前実行税率	25%	→	基本税率402円/kg
暫定税率	枠内税率		25%
	枠外税率		平成11年度 59.17円/kg 平成12年度 49円/kg

（出所）『関税年報』平成11年版 25ページにより作成。

率については、関税相当量をウルグアイ・ラウンド合意の実施期間で段階的に引き下げた水準（平成11年度：351.17円/kg、平成12年度：341円/kg）から、政府が徴収する納付金（292円/kg）を引いた額（平成11年度：59.17円/kg、平成12年度：49円/kg）を暫定税率として設定することとされた。

④ 特別緊急関税制度の対象への追加

ウルグアイ・ラウンド合意によって関税化されることとなった品目については、輸入数量が一定の発動水準を超えた場合、あるいは課税価格が一定の水準を下回った場合、国家貿易等に係る輸入を除き、一定の関税率の引上げを行う特別緊急関税制度（特別セーフガード：SSG）を導入することが、農業協定第5条において認められており、我が国は全ての関税化品目を特別セーフガードの対象としていた。

米の関税措置への切替えにおいても、当該制度の対象に米穀等が追加されることとなった。

(i) 輸入数量を基準とする特別緊急関税

輸入数量を基準とする特別緊急関税制度は、あらかじめ定められた区分ごとの年度当初からの輸入数量が、輸入基準数量を超えた場合、超えることとなった月の翌々月の初日から、当該年度の末日までの間において、当該区分に該当する品目の関税率を引き上げるものである。

関税措置に切り替えられた米及びその加工品・調製品については、その全体で一つの区分とされた。

米及びその加工品・調製品に係る輸入基準数量は、過去3年間の平均輸入数量に、過去3年間の国内消費に対する輸入割合に応じて設定される基準の発動水準（米の場合は125%）を乗じた上で、前年と前々年における国内消費量の変動を加減して求めることとなっている。

平成11年度における米及びその加工品・調製品の輸入基準数量は、54万7150トンである。また、発動された場合の関税の引上げ幅は、平成11年度で117.06円/kg、平成12年度で113.67円/kg（いずれも米の場合）であり、二次税率（納付金を加えた額）の3分の1が課されることになる。

(ii) 課税価格を基準とする特別緊急関税

課税価格を基準とする特別緊急関税は、品目ごとの昭和61～63年（1986～88年）の平均輸入価格から求められる発動基準価格を課税価格が下回る場合に、

発動基準価格と課税価格の差に応じて当該貨物に限って発動されるものであった。

表 2-3-4 主要な米類の発動基準価格

第1006.10号に掲げる米（もみ）	28.70円 /kg
第1006.20号に掲げる米（玄米）	35.97円 /kg
第1006.30号に掲げる米（精米）	40.42円 /kg
第1006.40号に掲げる米（碎米）	28.46円 /kg
第1102.30号に掲げる米粉	65.92円 /kg

（出所）『関税年報』平成11年版 23-25ページにより作成。

2 関税制度の改正

（1） 過少申告加算税及び無申告加算税の導入

関税に申告納税制度が導入されたのは昭和41年（1966年）であるが、当時、申告納税制度の導入に併せて加算税を導入すべきとの意見があった。しかしながら、当時は、通関業法、品目分類等に係る事前教示制度などが未整備であり、一般の輸入者が、多様な課税対象の品目分類を専門家の助力なしに独力で行うことは技術的に困難なケースが多いと考えられた。そこで、基本的には申告納税制度への円滑な移行を重視するのが相当であり、加算税については、輸入者が適正な納税申告を行う環境が整っていないという判断から、その導入が見送られたという経緯がある。

しかしながら、申告納税制度の下で適正な申告を確保するために、加算税が効果的な制度であることはいうまでもなく、関税における申告納税制度の導入から30年が経過し、申告納税制度も十分に定着したと認められるに至った。加えて、実務上、税関の事後調査により把握された申告漏れ税額が増加していた。こうした申告漏れは一部輸入者によるものではあるが、正しい申告を行っている輸入者との公平の確保という観点から見て好ましくない事態であり、課税の公平を維持し、より適正な納税申告を確保する必要性が高くなった。

このような状況を踏まえ、関税の申告納税制度についても加算税を整備する必要があり、かつそれが適切であるという判断から、平成10年度（1998年度）関税法改正により、関税においても、内国税と同様に、過少申告加算税及び無

申告加算税が導入されることとなった。

その内容は、以下のとおりである。

① 過少申告加算税

納税申告があった後、税関の調査により、納税申告が適正でないとして修正申告又は更正が行われたときは、原則として、当該修正申告等により増加した税額に10%の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税が課される。ただし、修正申告等によって増加した金額のうち、当初申告額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、当該部分に15%の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税が課される。なお、修正申告が、税関の調査があったことにより更正があるべきものと予知してされたものでない場合、又は過少申告であったことが正当な理由であると認められる場合には、過少申告加算税は課されることはない（関税法第12条の2）。

② 無申告加算税

納税申告が必要な貨物であって、当該納税申告が行われず輸入された貨物について、税関長の決定があった場合、又は当該決定後に更正があった場合には、当該決定等により増加した税額に15%の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税が課される。なお、無申告であったことが正当な理由によるものであると認められる場合には、無申告加算税は課されない（関税法第12条の3）。

③ 加算税の賦課決定

税関長は、過少申告加算税又は無申告加算税を賦課しようとするときは、その調査により、当該過少申告加算税、又は無申告加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額を決定する。

なお、この決定は、原則として税関長がその決定に係る過少申告加算税、又は無申告加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額等を記載した賦課決定通知書を送達して行う。

④ 納付の期限

過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までには納付しなければならない。

また、無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書が発せ

られた日の翌日から起算して1か月を経過する日までに納付しなければならない。

⑤ 端数計算

過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額が1万円未満の場合、これらの加算税は徴収せず、1万円未満の端数はこれを切り捨てる。また、これらの加算税の額が5千円未満の場合は徴収せず、100円未満の端数はこれを切り捨てる。

⑥ その他

関税法改正に併せて、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」（昭和30年法律第37号）の改正を行い、税関で徴収する内国消費税については、従来国税通則法（昭和37年法律第66号）の該当条項の適用対象外とすることにより過少申告加算税、無申告加算税の対象外とされていたが、これについても、過少申告加算税及び無申告加算税の対象とすることとした。

過少申告加算税、無申告加算税は、周知期間等を勘案し、平成9年（1997年）10月から施行されることとなった。

（2）簡易申告制度の導入

世界的な情報化の進展に伴う物流の効率化・迅速化を背景に、貿易円滑化を目指した税関手続の一層の簡素化・迅速化について貿易関係者の関心が高まり、世界税関機構（WCO）での京都規約の改正作業などにおいてその国際的調和に向けた動きが見られた。他方、深刻な情勢にある不正薬物や銃器、これに加えて知的財産権保護、ワシントン条約該当物品の取締りの重要性が一段と高まっていた。こうした要請に同時に応えるため、我が国の税関手続の簡素化・重点化を一層進めるとともに、輸入者の選択の幅を拡大してその便宜を図るため、特例として、引取申告と納税申告を分離して納税申告前の貨物の引取りを可能とする「簡易申告制度」が平成12年度（2000年度）関税改正において導入された。

簡易申告制度とは、従来、貨物を国内に引き取るための引取申告と納税申告の両方を兼ねた輸入申告を税関に行うものとされていたところ、税関長が承認した輸入者が継続して輸入しているものとして税関長の指定を受けた貨物の輸入申告については、引取申告と納税申告の分離を認め、輸入（引取）許可後に

納税申告を行うことができるというものであり、制度の概要は以下のとおりである。

貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（特例輸入者）は、当該承認の日の属する月の翌月以降、税関長が指定した貨物（指定貨物）で申告納税方式が適用されるものについては、輸入の許可後に納税申告を行うことができる。具体的には、特例輸入者は、輸入の許可を受けた指定貨物のうち従来どおり輸入（引取）申告と納税申告を併せて行ったものを除き、当該指定貨物に係る課税標準、税額等を記載した申告書（特例申告書）を当該許可ごとに作成し、これを当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出することにより、納税申告を行う。また、特例申告書の提出によって行う納税申告（特例申告）に係る指定貨物の輸入（引取）申告の際には、原則として仕入書の提出は不要とすることとした。

簡易申告制度については、システムの準備等諸条件を勘案し、平成13年（2001年）3月からの施行とされた。

（3） 特恵関税制度の改正

① 特恵関税の適用除外

特恵受益国の中において先進国並みに十分経済が発展した国が出現してきたこと、これらの国からの輸入品と競合する我が国の産業界から早急な特恵対象国の見直しの要望があったこと、他の特恵供与国もこれらの国を特恵対象国から除外していたこと等に鑑み、関税率審議会において、特恵対象国の見直しに関する議論が行われた。平成9年（1997年）12月19日の関税率審議会において、特恵関税制度の趣旨に照らし、最近の特恵受益国・地域の経済発展の程度、我が国産業界の事情、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対する利益の拡充、他の特恵供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特恵受益国・地域（世界銀行統計において高所得国に分類される国・地域）については、特恵関税の対象から除外することとするが、適用除外措置については、対象受益国・地域に与える影響を緩和すべく、部分的な措置から段階的に実施する旨が、適用除外措置の基準とともに答申された。具体的には、高所得国に分類された翌年は、我が国市場での競争力の高い品目について、部分的に

特惠関税の対象から除外し、高所得国への分類が3年続いた場合には、当該国・地域の産品は全面的に特惠関税の対象から除外するというものであった（答申の特惠関税部分は下記参照。）。

② 部分適用除外の実施

関税率審議会答申に基づき、平成10年度（1998年度）関税改正において、十分に経済が発展した特惠受益国を原産とする特に国際競争力の高い品目が選定され、部分適用除外（国別品目別適用除外）措置が実施された。

平成10年度における具体的な国別品目は次のとおりである。

シンガポール：植物性油脂、化学品、プラスチック等4品目

大韓民国：食料品、化学品、繊維、鉄、非鉄等78品目（平成11年度76品目）

台湾地域：食料品、化学品、プラスチック、繊維、鉄、非鉄等37品目（平成11年度34品目）

ニュー・カレドニア地域：フェロニッケル1品目

香港地域：プラスチック、毛皮製衣類2品目

③ 全面適用除外措置の実施

同答申に基づき、世銀統計の高所得国に3年連続して該当した以下の19の国・地域を対象として、平成12年度（2000年度）から全面適用除外（国別適用除外）措置を実施した。

アラブ首長国連邦、イスラエル、オランダ領アンティール地域、カタール、グアム地域、クウェート、グリーンランド地域、ケイマン諸島地域、キプロス、シンガポール、大韓民国、台湾地域、ニュー・カレドニア地域、バミューダ地域、バハマ、ブルネイ、米領ヴァージン諸島地域、香港地域、マカオ地域

表 2-3-5 関税率審議会答申＜特惠部分抜粋＞

第4 特惠関税適用除外措置の実施

特惠関税制度の趣旨に照らし、最近の特惠受益国・地域の経済発展の程度、我が国産業界の事情、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対する利益の拡充、他の特惠供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特惠受益国・地域については、特惠関税の対象から除外することとする。

ただし、本適用除外措置については、対象受益国・地域に与える影響を緩和すべく、以下のとおり、部分的な措置から段階的に実施する。

1. 「部分的適用除外（国別品目別適用除外）」

平成10年度〔1998年度〕より、我が国が特惠関税を供与している国・地域のうち、次の(1)の基準を満たす国・地域について、国際競争力が高いとみなされる次の(2)の基準に合致する品目に限定し、特惠適用除外（「部分適用除外（国別品目別適用除外）」）を実施する。

- (1) 対象国・地域は、当該年度の初日を含む年の前年（以下単に「当該年度の前年」という。）に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において「高所得国」に分類される国・地域（平成9年〔1997年〕の世銀統計における「高所得国」は、国際復興開発銀行が、平成7年〔1995年〕における国民一人当たり国民総生産が9,386米ドル以上としている国・地域）とする。なお、当該年度の前年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年の世銀統計において「高所得国」に相当する国・地域とする。（平成10年度〔1998年度〕の場合、平成7年〔1995年〕における当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が9,386米ドル以上の国・地域）
- (2) 対象品目は、輸入統計品目表の細分によることとし、当該年度の前々年において当該細分に応じて計上された貿易統計（平成10年度〔1998年度〕の場合、平成8〔1996〕暦年の貿易統計）において、上記の国・地域を原産地とする当該品目の輸入額が、我が国の当該品目の総輸入額の25%を超え、かつ、10億円を超えている品目とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の基準により、部分適用除外の対象となった国・地域及び品目については、毎年度見直すこととし、上記基準のいずれかを満たさなくなった場合には、当該国・地域について当該品目の特惠関税の供与を復活させる（ただし、2.の特惠適用除外措置の対象となっている国・地域を除く。）。
- (4) 平成10年〔1998年〕4月1日時点で、最初に特惠受益国・地域の指定を受けてから、10年を経過していない国・地域については、指定の時から10年が経過するまでは、本措置は適用しない。

2. 「全面適用除外（国別適用除外）」

平成12年度〔2000年度〕より、我が国が特惠関税を供与している国・地域のうち、次の基準を満たす国・地域について、当該国・地域を原産地とする全品目について、特惠適用除外（「全面適用除外（国別適用除外）」）を実施する。

- (1) 対象国・地域は、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・地域とする（平成12年度〔2000年度〕の場合平成9～11年〔1997～1999年〕の世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域）。なお、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当する国・地域とする。

- (2) 上記(1)の基準により国別適用除外の対象となった国・地域の国民一人当たり国民総生産が、当該年度の前年まで3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より当該国・地域に対する特惠関税の供与を復活させる。なお、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当しない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より特惠関税の供与を復活させる。
- (3) 平成10年〔1998年〕4月1日時点で、最初に特惠受益国・地域の指定を受けてから、10年を経過していない国・地域については、指定の時から10年が経過するまでは、本措置は適用しない。

〔出所〕 大蔵省『財政金融統計月報』「関税特集」第558号（1998年10月号）9ページにより作成。

（４） 延滞税の軽減

内国税において、超低金利の状況を勘案し、これに対応して延滞税等の軽減が図られたのに併せ、関税においても、延滞税及び還付加算金の割合について、平成11年（1999年）から当分の間の措置として、内国税と同様の特例が設けられた。

延滞税は、納税義務者が法定納期限までに関税を完納しない場合、その未納分に係る関税額に対し、法定納期限の翌日から当該関税を納付する日までの日数に応じ、年7.3%（納期限の翌日から2か月を経過する日以降は年14.6%。）の割合を乗じた金額を納付しなければならないというものである。

また、関税に過誤納金がある場合は、遅滞なく、金銭で還付しなければならないとされており、当該過誤納金に係る関税の納付があった日等の翌日から還付のため支払決定をする日等までの期間の日数に応じ、その金額に7.3%の割合を乗じて計算した金額をその還付等すべき金額に加算するのが、還付加算金である。

平成10年度（1998年度）の関税法改正において、延滞税（年7.3%の割合の分に限る。）及び還付加算金の割合を、当分の間、各年の前年の11月30日を経過するときにおける公定歩合に4%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする等の特例が設けられた。

(5) 保稅手續の改正

保稅地域における自主管理制度が定着し、貨物の管理者による貨物管理が徹底してきた状況を踏まえ、平成9年度（1997年度）関稅改正において、下記各項目について、保稅地域における貨物管理に係る税関手續の簡素化が行われた。

また、平成10年度（1998年度）関稅改正において、保稅地域の許可の承継に係る規定が新設された。従来、保稅地域の許可を受けている者が死亡した場合、又は合併等により解散した場合には、当該保稅地域の許可は失効することとされ、相続者又は合併後設立された新法人が引き続き保稅地域の存続を希望する場合には、改めて新規の許可を受けることが必要とされていた。これを、相続人又は新法人が承継できるとし、被許可者の適格性を税関が審査する必要があるため、承継については税関長の承認にかからしめることとされた。

表 2-3-6 平成9年度改正による貨物管理に係る税関手續の簡素化

イ 輸入許可済み貨物に係る届出制等の廃止

保稅地域から輸入の許可を受けた貨物を搬出し、又は当該保稅地域内において当該貨物の取扱い等を行う場合には、従来、外国貨物と同様に税関長への届出等が必要とされていたが、これらの手續を不要とし、貨物管理の対象から除外した。

ロ 貨物の搬出入等に係る届出制の廃止

保稅地域に外国貨物を出し入れし、又は保稅地域内において外国貨物の改装、仕分け等を行おうとする場合には、従来、原則として税関に届け出なければならないこととされていたが、この届出制を廃止し、保稅地域に備えつけられた帳簿に貨物の管理者が必要事項を記載すれば足りることとした。

ハ 執務時間外搬出入等の許可制から届出制への移行

従来、税関の執務時間外において、保稅地域から貨物を出し入れ等を行う場合には、手数料を納付したうえで税関長の許可を受けることとされていたが、この許可制を届出制に移行することとした。

ニ 執務時間外搬出入等に係る許可手数料の廃止

執務時間外搬出入等の許可制から届出制への移行に伴い、許可手数料を廃止した。

ホ 総合保稅地域の許可要件の緩和

総合保稅地域の許可を受けるに当たっては、従来、被許可者である第三セクター等について、地方公共団体等が全出資額の25%以上を出資していることが許可の要件とされていたが、これを10%以上出資している場合に改め、その許可要件を緩和した。

（出所）『関稅年報』平成9年版 26～27ページにより作成。

（6） 外国税関当局への情報提供

平成9年（1997年）6月の日米税関相互支援協定締結を踏まえ、平成10年度（1998年度）関税改正において、相互主義（相手国も我が国に対し情報提供を行うこと）、保秘義務、目的外利用の制限が確保される場合には、外国税関当局への情報提供ができる旨の規定が関税法に導入された（関税法第108条の2）。当該情報は、原則として刑事手続に使用されないよう適切な措置が採られなければならないこととされた（なお、当該条文は平成24年度に改正され、我が国の財務大臣の同意を条件に刑事手続に利用することが可能とされた。）。また、政治犯罪の場合、我が国の法律では処罰対象とならない行為に対する刑事手続、我が国の同様の要請に対し応じるとの保証がない場合には、同意を与えることができないとされた。

（7） トランジット貨物の取締り等

国際的な犯罪組織による不正薬物等社会悪物品の密輸入事犯が増大し、国際的な連携による取締りの強化が不可欠となっている。また、従来、我が国を経由するだけで、我が国に輸入されることなく外国に輸送される不正薬物については、密輸入の未遂、予備に該当せず、関税法上取締り規定がなかったことから、税関による取締りが困難であった。そのため、諸外国からトランジット貨物に対する取締り要請がなされてきたところである。

このような情勢を踏まえ、平成12年度（2000年度）関税改正において、我が国の保税地域制度、保税運送制度を悪用して、不正薬物、拳銃等の社会悪物品が第三国に輸送されることに対して、新たに取締り規定を設け、罰則により担保することで、国際的な取締り強化に貢献し、もって我が国に対する密輸事犯を防圧するための措置が採られた。具体的には、覚せい剤、麻薬、拳銃等の社会悪物品を保税地域に置くこと、又は保税運送することができない旨の規定を新設し（関税法第109条の2）、これに対して罰則を設けるとともに、これらの物品を輸入した場合の罰金額を500万円以下から3000万円以下に引き上げた（関税法第109条）。

第3節 税関業務の進展

1 監視・取締体制の強化

(1) 取締機器の増強

水際における取締り強化の一環として、夜間でも監視可能な監視カメラの全国の主要港の各埠頭への設置や麻薬探知犬の積極的活用など、それまでも取締機器の増強が図られていたが、この時期、更に、X線検査装置の積極的活用が図られた。

特に、海上輸送においては、コンテナ化の進展に伴い、コンテナ貨物若しくはコンテナ自体を利用した社会悪物品の大口の密輸事犯が多発していたことから、平成13年（2001年）3月に、コンテナをトレーラーに搭載したまま丸ごとの確かつ迅速に検査することができる大型X線検査装置が横浜港に導入された。また、本装置の導入により、従来のX線検査装置では透過することができない自動車、モーターボート等の大型貨物についても検査することが可能になった。

また、社会悪物品の主要供給地である中国、東南アジアと地理的に近く、不正薬物、銃砲の密輸入ルートとして注視されている南西諸島地域における取締りを強化するため、平成10年（1998年）3月に大型監視艇「なんせい」が長崎税関に配備された。

(2) 国際的な情報交換の推進

RILO（地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）は、各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換、情報分析の強化等を目的としたWCO（世界税関機構）の地域プロジェクトである。

我が国が参加しているアジア・大洋州RILOは、昭和62年（1987年）に世界で最初に香港関税消費税庁内に設置され、同地域における不正薬物等の密輸動向の分析や分析結果の参加メンバーへの通報といった活動を行い、我が国もこの活動に積極的に参加してきた。アジア・大洋州RILOは、平成11年（1999年）1月1日に我が国に移転され、東京税関内に設置されたRILO東京事務所にお

いて業務が開始された。我が国関税局、税関はホスト国税関当局として、その活動を積極的に支援した。

また、平成9年（1997年）6月、我が国は米国との間で、税関当局間の情報交換ルールを定めた税関相互支援協定を締結した。

外国税関当局との情報交換に資する観点から、外国税関当局への情報提供を行う際の要件の明確化等のため、関税法の一部が改正され、平成10年（1998年）4月から施行された。

2 輸入通関の簡素化・迅速化

平成12年（2000年）の輸入許可・承認件数は約1214万件であり、平成元年（1989年）の487万件に比べるとその約2.5倍となっており、平成9年（1997年）の941万件と比べても、3年間でほぼ3割の増加となっている。

このような、輸入許可・承認件数の増大、物流速度の加速化を背景として、国内外から通関の迅速化の要請が強く寄せられるようになった。

（1）通関業務の電算化の進展

このような状況を受け、通関の迅速化に対応するため、それまでも通関業務の電算化が進められてきた。昭和53年（1978年）に成田空港の輸入航空貨物を対象とした電算化が着手され、その対象は、昭和60年（1985年）には成田空港及び大阪国際空港（伊丹空港）の航空輸出貨物、平成3年（1991年）には東京港、横浜・川崎港における海上貨物の輸出入通関処理にまで拡大された。その後、清水港、関門港、博多港、千葉港等、順次対象地域が拡大された。平成11年（1999年）には、海上貨物通関情報処理システムのグレードアップが行われ、外国貿易船や保税地域における税関業務が電算処理対象に加えられるとともに、全国全ての税関における海上貨物通関関連処理が対象とされた。これにより、航空貨物に係る輸入申告件数の81%、海上貨物の輸入申告件数の93%がシステム処理されることになった。

また、海上貨物通関情報処理システムのグレードアップに伴い、予備申告をすることを前提として、貨物が我が国に到着すると同時に輸入許可を行う、到着即時通関制度が海上コンテナ貨物に対しても適用できるようにされた。

(2) 選別的通関処理の促進

密輸等のリスクの高い貨物については重点的に審査・検査を実施することにより適正な通関を確保する一方で、リスクの低い貨物については審査を簡素化し迅速な引取りを可能とする、選別的通関処理の促進を図るため、平成11年(1999年)の海上貨物通関情報処理システムのグレードアップに併せ、過去の輸出入実績、輸出入者又は輸出入貨物に係る情報等を一元的、系統的に蓄積、分析し、輸出入申告を適正に処理するための通関情報総合判定システムもグレードアップされた。

選別的通関処理は、法令遵守(コンプライアンス)の確保を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸入者に対し、利便性の向上を図るという簡易申告制度として実現された。

(3) 輸入手続の所要時間調査

日米構造問題協議における合意に基づき、輸入手続の一層の迅速化に必要な改善措置を講じていくため、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査が、平成3年(1991年)2月の第1回調査から、ほぼ2年おきに実施された。

平成12年度(2000年度)は、平成13年(2001年)3月に第6回目の調査が実施された。

調査結果は下記のとおりである。

表 2-3-7 海上貨物の入港から許可までの所要時間の推移

	入港 → 搬入	搬入 → 申告	申告 → 許可	総計
第1回(H3)	47.6時間	94.5時間	26.1時間	168.2時間
第2回(H4)	45.2時間	84.9時間	19.8時間	149.9時間
第3回(H5)	39.4時間	63.7時間	13.1時間	116.2時間
第4回(H8)	35.4時間	49.5時間	10.2時間	95.1時間
第5回(H10)	35.1時間	46.0時間	5.6時間	86.7時間
第6回(H12)	31.1時間	37.8時間	4.9時間	73.8時間

(出所) 財務省関税局「第6回輸入手続の所要時間調査の結果について」(平成13年8月9日)により作成。

表 2-3-8 航空貨物の入港から許可までの所要時間の推移

	入港 → 搬入	搬入 → 申告	申告 → 許可	総計
第1回 (H 3)	8.7時間	41.6時間	2.3時間	52.6時間
第2回 (H 4)	8.6時間	42.7時間	1.6時間	52.9時間
第3回 (H 5)	7.5時間	34.6時間	1.6時間	43.7時間
第4回 (H 8)	6.7時間	37.9時間	1.8時間	46.4時間
第5回 (H10)	3.5時間	27.3時間	0.7時間	31.5時間
第6回 (H12)	3.5時間	21.6時間	0.6時間	25.7時間

(出所) 財務省関税局「第6回輸入手続の所要時間調査の結果について」(平成13年8月9日)により作成。

この結果から見ると、海上貨物は10年間で入港から許可までの所要時間が半減しており、輸入通関の迅速化が図られていることが分かる。

3 税関分野における規制改革の実施

この時期は、我が国の構造改革の一環として、国内外から規制改革が求められたが、税関分野もその例外ではなかった。

税関分野における規制改革として、平成10年(1998年)3月に策定された「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月31日閣議決定)には、①海上貨物通関情報処理システムのグレードアップに伴う税関手続の電子化、②輸出入手続等のペーパーレス及びワンストップサービスの実現等、18項目が掲げられた。更に、平成11年(1999年)3月の計画改定により、①臨時開庁1時間当たりの標準申告件数の引上げ、②輸出申告書の外国産品に係る生産地の記載の廃止等4項目が追加され、平成12年(2000年)3月の計画再改定では、①通関情報処理システムのインターネット化、②納税申告の前に輸入貨物の引取りを可能とする簡易申告制度の導入等7項目が追加され、全体として計29項目が掲げられた。

これらの掲上項目は着実に実施され、計画(改定、再改定された計画も含む。)の実施期限である平成12年3月31日までに全項目について措置が講じられた。

4 緊急関税に係る調査

平成12年(2000年)11月24日、ネギ等6品目(ネギ、トマト、ピーマン、玉ねぎ)

ぎ、生しいたけ、畳表）について、農林水産大臣から大蔵大臣、通商産業大臣に対し、緊急関税の調査開始が要請された。更に、同年11月30日、木材について緊急関税の調査開始要請が農林水産大臣からなされた。これを受け、同年12月22日、ネギ等3品目（ネギ、生しいたけ、畳表）につき、調査が開始されることとなった。

第4節 WTO等国際関係

1 WTO

(1) 事務局長の選出

WTO事務局長は、平成7年（1995年）1月の設立当初、ピーター・サザーランド前ガット事務局長が暫定的に務めていたが、同年5月からは4年間の任期でレナト・ルジェロ元イタリア貿易相がこれを務めた。

その後任については、米国等が支持するマイク・ムーア元ニュージーランド首相と、我が国等が支持するスパチャイ・パニチャパク元タイ副首相が全く互角の選挙戦を展開したが、最終的に、平成11年（1999年）9月からムーア元ニュージーランド首相、平成14年（2002年）9月からスパチャイ元タイ副首相が、それぞれ3年の任期で事務局長に就任するという異例の決着を見た。

(2) 第2回閣僚会議とガット／WTO50周年記念行事

閣僚会議は、WTOの最高意思決定機関として、少なくとも2年に一度開催されることになっており、平成8年（1996年）12月のシンガポール第1回閣僚会議では、前述したように、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達透明性について作業部会が設置されたほか、貿易円滑化についても議論していくことが合意され、情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（ITA）が採択された。

第2回閣僚会議は、平成10年（1998年）5月18～20日にジュネーブで開催された。同会議では、第3回閣僚会議において然るべき決定をなしうよう、そのための準備を開始することが合意され、一般理事会が一層の自由化を含む将来の作業計画に係る勧告（下表参照）を作成すること等が決定された。

また、電子商取引に関する宣言が採択され、同年9月の一般理事会特別会合までに、グローバルな電子商取引に関連する全ての貿易関連事項を検討する包括的な作業計画を設定し、第3回閣僚会議において作業計画の進展に関する報告書及び行動のための勧告を提出することにつき、合意がなされた。併せて、加盟国が電子商取引に関税を賦課しないという慣行を継続し、第3回閣僚会議

に報告する際にこれを見直すことが合意された。

また、平成10年においては、ガットが発足してから50年が経過したことから、当該閣僚会議の折、その記念行事として各国の首脳を迎えてガット/WTO50周年記念行事が開催され、クリントン米大統領、ブレア英首相、カストロキューバ国家評議会議長、マンデラ南アフリカ大統領等がスピーチを行った。

表 2-3-9 作業計画

- | |
|--|
| <p>① 次の事項に関する勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ● WTO の既存の協定及び決定の実施に関する問題 ● 農業、サービス等の既に合意された交渉の予定どおりの開始を確保 ● アンチ・ダンピング協定、紛争解決了解等で、既に規定されている実施、運用等の見直し作業等 <p>② シンガポール・イシュー（貿易と投資、貿易と競争、政府調達の透明性、貿易円滑化）についてのありうべき将来の作業に関する勧告</p> <p>③ 後発開発途上国の支援に関する勧告</p> <p>④ 鉱工業品の関税・非関税措置、電子商取引等その他の事項の検討の結果に基づく勧告</p> |
|--|

（出所）大蔵省『財政金融統計月報』『関税特集』第558号（1998年10月）14ページにより作成。

（３）第３回閣僚会議

シンガポールにおいて開催された第１回閣僚会議では、WTO 設立後２年間の活動のレビューが行われ、ジュネーブで開催された第２回閣僚会議では、第３回閣僚会議で新たな交渉を立ち上げることとし、そのための準備を開始することが合意された。

第３回閣僚会議を前にした平成11年（1999年）７月頃になると、次期ラウンドを平成12年（2000年）から始めなくてはならないという議論が盛んになっており、この時期は次期ラウンドの「前哨戦」であると同時に、米国が、APEC で決めた枠組み（3.（3）② WTO への貢献）を WTO に持ち込もうとした時期でもあった。また、WTO 協定には、平成12年から農業、サービスについて交渉を開始することが規定されており（ビルト・イン・アジェンダ）、これらの分野を含めた幅広い交渉を開始するために、その直前である平成11年11月30日～12月3日に第３回閣僚会議を開催することが、平成10年（1998年）12月の一般理事会で合意され、新ラウンドの立上げを目指すことになっていた。

こうして、第3回閣僚会議が、平成11年11月30日～12月3日の4日間、シアトルにおいて、アメリカ通商代表部（USTR）のシャーリーン・バーシェフスキー代表が議長を務め、2000年から新ラウンドを立ち上げるべく、交渉の枠組み等を合意することを主たる目的として、開催された。

この会議には、WTO加盟国と加盟交渉中の国等のオブザーバー及び国際機関の代表等約5000名が参加し、我が国からは河野洋平外務大臣、玉澤徳一郎農林水産大臣、深谷隆司通商産業大臣が参加した。11月30日から12月1日にかけてはクリントン大統領もシアトルを訪れ、閣僚昼食会合においてスピーチを行った。

同会議では、各国等の代表が演説を行う公開された本会議（plenary meeting）と、閣僚宣言の策定を行う非公開の分科会等が並行して行われた。

① 本会議

11月30日午後から12月2日にかけて、加盟国135か国のうち122か国の加盟国の代表をはじめ、加盟交渉中等のオブザーバーの国の代表、オブザーバーの関係国際機関の代表が演説を行った。日本代表の河野外務大臣は、11月30日午後、12番目に演説を行う予定であったが、市内の混乱のため会場に行くことができず、12月1日午前の4番目に演説を行うなど、波乱含みの会合であった。

② 分野別分科会等

農業、既存協定の実施・ルール、市場アクセス、新分野、WTOの機能の5分野の分科会が作られ、各分科会の議論の進捗状況について、バーシェフスキー代表が議長を務める全体会議（Council of the Whole）に毎朝報告を行うこととされた。

閣僚宣言の採択に向けて主に以下のような議論が行われたが合意に至らず、全加盟国が参加する分科会では各国の主張の調整が難しいことから、最終日である12月3日の早朝より、20か国程度のグリーンルーム会合が開催されて議論が行われた。この間、分科会は待機（on call）の状態が続き、グリーンルーム会合の様子が一切周知されなかったため、グリーンルーム会合に参加していない国は反発を強めた。

第3回閣僚会議は、前述のとおり、平成12年（2000年）からの新ラウンドを立ち上げるべく開催された。しかしながら、同会議は、NGO約5万人が集集合してデモが行われるなど、騒然とした雰囲気の中で催涙弾とゴム弾に守られた

表 2-3-10 閣僚宣言に関する議論の主な内容

1. ビルト・イン・アジェンダ

- ① 農業：農産品を鉱工業品と同様に扱うことの是非、開発途上国への措置、補助金及び保護の削減、農業協定第20条の「非貿易的関心事項」への配慮、この関連で農業の多面的機能、交渉計画等について議論が行われたが、合意に至らず。
 - ② サービス：閣僚会議前に議論がある程度進展していたこと、他の議論が進んでいない分野の議論を集中的に行ったことから、特段の議論は行われず。
2. 既存協定の実施：TRIPs や関税評価等についての途上国の関心が高い「実施の問題」については、各既存協定の実施に関する問題をシアトルで解決することと、今後1年間に検討することに分けて、検討することで議論が進んだが、合意に至らず。
 3. 非農産品市場アクセス：交渉対象を全品目とするのか非農産品とするのか、関税引き下げの目標数値まで閣僚宣言に盛り込むのか、非関税措置をどう取り扱うか、どのような場で交渉を行うのか、開発途上国産品への無税供与を譲許（バインド）すること等について議論が行われたが、合意に至らず。
 4. ルール：アンチ・ダンピング協定の見直しを行うことで大勢の支持があったが、米国の反対で合意に至らず。
5. 新分野
 - ① 投資・競争政策：新交渉の対象にすべきとする意見と、交渉を行うのは時期尚早であり作業部会での学習・分析作業を継続すべきとの意見に分かれ、議論は収斂せず。
 - ② 貿易円滑化：税関手続等を含む貿易手続の簡素化、合理化を図る方策を講じることで先進国を中心に支持が広まっていたが、多くの途上国は新たな貿易円滑化のルール策定には慎重であり、技術協力の充実が必要との意見であった。
 - ③ 一貫性（Coherence）：一貫性に関する作業部会の設立に関しては、先進国側は作業部会を一つのアンブレラに収めるべきと主張したのに対して、多くの途上国は個別の作業部会を設立することで問題なしと主張。
 - ④ 労働：貿易と労働の作業部会を設置すべきとの米国に対して、途上国が強く反発し、議論は平行線であった。
 6. 途上国への配慮：後発開発途上国産品への関税無税措置について提案を行うことが検討されたが、合意に至らず。
 7. 電子商取引：閣僚会議前に、電子商取引の作業計画と関税を賦課しないとの暫定措置を第4回閣僚会議まで延長すること、電子商取引の取扱いを既存の機関又は新たに設置する専門家グループで検討していくことで調整が進んでいたことから、特段の議論なし。
 8. WTOの機能：WTO文書の公開、WTOの活動の透明性の向上、WTOの意思決定方法の改善、などについて今後議論することとされた。

（出所） 鶴田仁「第3回閣僚会議について」（『貿易と関税』平成12年2月号）17-18ページにより作成。

会議であった。会議終了日の12月3日夜に開催された本会議において、議長は、①直面している問題が多様で複雑であったこと、②意思決定プロセスに透明性を確保する必要があったこと、③これらの問題を解決するには残された時間が短かすぎることを挙げて、閣僚会議の作業を一時中断し（suspend）、事務局長が、コンセンサスを得られていない分野の協議を継続し、WTOの意思決定プロセスの透明性・効率性について検討を行うこととする発言を行った。

こうして、会議の成果である閣僚宣言を取りまとめることができないまま時間切れとなり、何も決まらず議論は中断され、会議は終了となった。その後は、ジュネーブにおいて、議論の継続と閣僚会議再開のタイミングについて引き続き検討することとされた。

（４）次期ラウンドに向けて

① 信頼醸成措置（ムーア4項目）

第3回閣僚会議の失敗という経験を踏まえ、途上国との信頼醸成のためのパッケージについて、平成12年（2000年）3月末に四極（米国、EC、カナダ、日本）で意見調整を行い、5月初め、以下について加盟国間で一応の合意に達した。これが「ムーア4項目」と呼ばれるもので、WTOの新ラウンドについて、先進国は市場アクセスの拡大ということで非常に積極的であるが、途上国側はウルグアイ・ラウンドが途上国の利益になったかどうかにつき疑問を持っているためにあまり積極的ではないということを踏まえ、以下の4項目の提案が行われた。

- ― 開発途上国のための市場アクセス改善（実質的に全ての産品を無税・無枠とし、各国は自主的な措置を採る。）。
- ― WTO協定の実施に係る問題（平成11年（1999年）で切れた関税評価協定等の義務猶予延長等）
- ― 技術協力（WTO協定履行のための人材育成協力等）
- ― WTO機能強化（透明性の向上等）

② その他の動き

平成12年（2000年）7月21～23日に沖縄サミットが開催され、同年中に新ラウンドを立ち上げるべく努力するという首脳宣言が出された。更に、同年11月にブルネイで開かれたAPEC首脳会議の首脳宣言でも、平成13年（2001年）中

の立上げが謳われた。

（５） 直面する主要な検討課題

① 農業交渉及びサービス交渉の開始

ウルグアイ・ラウンドで合意した農業協定及びサービス協定の中で、平成12年（2000年）から次回交渉を開始することが決められており（ビルト・イン・アジェンダ）、同年3月から交渉が開始された。

② 新たな課題の検討

貿易と環境、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達 transparency、貿易の円滑化、WTOの透明性等の新しい課題について、検討が継続して行われた。

③ 原産地規則

非特惠原産地規則の調和作業をWTOとWCOが協力して行っており、WTOからWCOへの作業の付託（平成7年（1995年）7月）があつてから3年以内（平成10年（1998年）7月）に終了することとされていたが、作業に遅れが生じたことから終了期限を延長し、平成11年（1999年）11月末までに作業を終了させることとされた（その後、更に終了期限が延長されることとなった。）。

④ 電子商取引

平成9年（1997年）7月、米国が電子商取引に関税を賦課しないこととする旨を各国に提唱したことを背景として、平成10年（1998年）5月の第2回閣僚会議においては、関税の取扱いを含め電子商取引に関する貿易関連事項を第3回閣僚会議までに検討することとし、それまでの間、電子商取引に関税を賦課しないという現在の慣行を継続することが合意された。

これを受けてWTOの各理事会で行われた検討作業を踏まえ、平成11年（1999年）11月の第3回閣僚会議においては、関税を賦課しない暫定措置の第4回閣僚会議までの延長及び電子商取引に関する検討作業の継続について検討が行われたが、何ら結論は得られなかった。その後、電子商取引に関する検討作業の進め方について非公式な協議が行われた。

⑤ 金融サービス貿易委員会

平成9年（1997年）4月、ほぼ2年ぶりに金融サービス交渉が再開された。幅広い国々の参加を得た上で、最恵国待遇原則（MFN原則：Most-Favored Nation Treatment）に基づいた、銀行、証券、保険等の金融サービス分野における新

たな合意の形成を目指して交渉が行われた。その結果、同年12月に、金融不安等の影響が懸念された東南アジア諸国や、これまで金融サービス分野において MFN ベースの合意に参加しなかった米国を含めた70か国が参加し、同原則に基づいた恒久的な合意が得られた。

⑥ 中国等の WTO 加盟問題

WTO 加盟を希望する国から申請があった場合には、一般理事会において、当該国の加盟条件を検討する作業部会が設置され、申請国の貿易制度等を調査し、制度改善等加入のための条件が検討された上で、加盟議定書がまとめられる。手続としては、それと並行して、2 国間で関心品目等の関税引下げ・撤廃、非関税措置の削減・撤廃、サービスの自由化等について交渉が行われ、前述の加盟議定書に入れられ、作業部会の報告と併わせて一般理事会で採択されると、これを申請国が国内手続を経て受諾をすれば WTO に加盟することができることになる。

中国は昭和61年（1986年）に加盟申請を行い、昭和62年（1987年）3月に作業部会が設置されて以来、加盟交渉が進んでいたが、平成元年（1989年）の天安門事件により作業が一時中断した。平成5年（1993年）に作業が再開され、計画経済に基づく中国を市場経済に基づく WTO の各種規則にどのように適合させるかが重要な問題となり、市場経済に適合しない貿易障害、数量制限的制度の廃止、内外差別の禁止、貿易制度の透明性確保、予見可能性の確保等について交渉が行われた。この時期には一部の中国国内企業に限られている貿易権の自由化、外国企業に差別的な二重価格制の廃止等につき合意がなされたが、中国の約束の履行状況をレビューする制度、農業の輸出補助金に関する途上国規定の取扱い等の問題が残っていた。

市場アクセスに関する日中2国間交渉は、モノについては平成9年（1997年）9月、サービスについては平成11年（1999年）7月に妥結した。米中2国間交渉は平成11年11月に、EC 中2国間交渉は平成12年（2000年）5月にそれぞれ妥結しており、この時期メキシコとの交渉が残されていた。

平成12年前後は、加盟作業部会における加盟条件の検討（貿易制度の WTO 協定への整合性等）と、関心国との2国間交渉（モノ及びサービスの貿易の自由化約束等）が並行して行われた。

WTO は「対外通商関係その他この協定及び多角的貿易協定に規定する事項

の処理について完全な自治権を有する独立の関税地域」も加盟できるとされており（香港は、ガット時代である昭和61年から加盟地域になっていた。）、台湾も独立の関税地域としてWTOへの加盟申請をし、各国と交渉を行い、我が国はこの時期既に台湾との2国間交渉を終えていた。

2 WCOの主な活動

（1）我が国の関わり

世界税関機構（WCO）には平成11年（1999年）3月時点で150か国・地域が加盟していたが、WCOの分担金負担率は、同年で米国が上限の25%のところ、我が国が17.05%で2番目の拠出国であった。このほか、我が国は技術援助の拠出金（CCF）を別途拠出しており、資金面での貢献を行う以上、大蔵省関税局としては人的な貢献も積極的に行うというスタンスでWCOの活動に臨んでいた。

我が国が平成3年（1991年）6月まで2年間務めたアジア・大洋州地域代表は、平成10年（1998年）7月からオーストラリアがインドを引き継いで選出され、平成12年（2000年）7月からは香港が地域代表を務めた。

（2）本部ビルの移転

平成10年（1998年）7月に4回目の本部ビル移転が行われた。加盟国の増加に伴い当時の本部ビルが手狭になったことに加え、ビルの賃貸契約が満期を迎えることから移転話が持ち上がり、ベルギーに留まるか外国に移転するかで、ベルギーと、オランダのハーグ、ドイツのボン、モロッコのカサブランカが競い合った。最終的には、ベルギー政府のオファーにより、ベルギーに留まるが新しいビルに移転するという形で決着した。

（3）京都ホールの誕生

条約案作成の最終局面では、利害の絡む国の交渉は熾烈を極めるのが通例であるが、改正京都規約の作成も例外ではなかった。難航の末に最終的に採択された（下記（6）参照）ことを記念して、ミシェル・ダネ事務総局長の提案により、同規約を採択したメイン会議場を「京都ホール」と命名することが決定

された。

これを受けて、京都市より、「名前にふさわしい日本的な贈り物」として、同市出身の日本画家で、京都日本画家協会理事長の橋田二郎画伯の「玄鶴（クロヅル）」と題する絵が寄贈されることになった。「鹿児島県出水市に飛来するクロヅルがモデル。灰褐色の体に頭の朱色が美しい二羽の鶴が並ぶ」（平成11年11月5日付京都新聞朝刊）絵で、「京都ホール」の入口に掲げられている。

平成11年（1999年）12月の政策委員会の際に、橋田画伯と京都市の代表が出席して当該絵画の贈呈式が行われ、その後兵藤長雄駐ベルギー大使、藤本進大蔵省関税局審議官、御厨邦雄同局国際調査課長他が出席して「京都ホール」のオープン記念式典が行われ、純日本式に鏡割りが催された。

（４） ビジョン・ステートメントの作成

21世紀を目前に控え、新たな世紀に向けて WCO の使命を再確認するとともに、今後の目指す方向を明らかにするために、平成9年（1997年）6月の総会では WCO が目指すべき方向を示す指針の作成が決定され、平成10年（1998年）6月の総会においてビジョン・ステートメントとして採択された。

表 2-3-11 ビジョン・ステートメントにおける WCO の役割・使命に関する 4 本の柱

- | |
|--|
| <p>① WCO は、国際貿易の効率性向上と、税関が担っている税の徴収機能及び水際の取締りを通じた社会の安全の維持に効果的に対応することを可能にすべく、関税・税関行政の専門知識の世界的中心であり続けること</p> <p>② 税関手続、分類、評価、原産地規則に関する国際取極め、更には、正確な貿易統計作成のためのプロセス等を開発、普及させるとともに、税関の改革・近代化を推進し、また標準化された電子メッセージの開発の中心となること等により、国際的な物と人の移動の効率性の追求を主導すること</p> <p>③ 国境を越えた犯罪の増加に対し、国際協力を通じたより有効な解決策の追求において主導的役割を果たすとともに、他の国際機関との協力の強化を図ること</p> <p>④ WCO の役割・使命を果たしていくために、国内、地域更には国際的なレベルでのキーとなるセクターとのパートナーシップを通じたアプローチに取り組むこと</p> |
|--|

（出所） 関税局国際調査課「WCO（関税協力理事会）―最近の活動―」（『ファイナンス』平成10年12月号）26ページにより作成。

（５） WCO 戦略プランの作成

WCO の毎年行われる総会では、3年間の主要行動計画に当たる戦略プラン

を策定しており、各委員会の活動もこれに沿った形で展開することとされている。平成10年（1998年）6月の総会では、向こう3年間の戦略プランとして、関税分類（HS）の統一的な運用の確保、密輸に関する包括的取締プログラムの実施等、6つの具体的な柱が示された。

（6）改正京都規約の採択

京都規約は、昭和48年（1973年）に採択され、昭和49年（1974年）に発効して以来20年が経過し、内容的にも古くなり、今日的な手続を反映していないことから、平成6年（1994年）6月の総会における承認を受けて、改正作業が開始された。特に、電算化の進展や関税技術の進歩に伴い、リスク・マネジメント手法の導入により検査対象貨物を絞り込み、問題のない貨物には簡易な通関を認めると同時に、非合法取引の監視／取締りに集中的に特化し、更に、通関後に輸入者に対して立入検査を行うことにより通関時の検査・審査は簡略化し、迅速な通関を図るという事後調査制度といった、時代に合った流れを取り入れる必要があること、規約の拘束力が弱く実効性が低いため改善が必要であること等が問題とされていた。

京都規約の改正作業は、ブラッセルではほぼ3か月に1回開催される作業部会の場を中心に進められ、我が国も積極的に参加した。

改正作業は、元の31本の附属書を、本体とコアとなる主要手続をカバーする10章から成る一般附属書（General Annex）を中心とした構成に見直し、併せて個別の税関手続を定める10本の附属書（Specific Annexes）に再編するという大作業であった。また、改正作業には電子技術の導入など最近の通関技術の発展を取り入れることも含まれ、平成11年（1999年）4月までに作業を終え、同年6月の総会における採択を目指して作業が行われた。

当初の予定では、改正京都規約は、平成11年6月の総会で採択された上、原規約加盟国の3分の2に当たる40か国の受諾により発効することになっていたが、最終的には平成18年（2006年）2月に条約として発効することとなる。本体と一般附属書加盟国については、留保なしに受諾義務を負うこととされている。

我が国は、平成13年（2001年）6月26日に改正京都規約への加入書をWCO事務局に寄託し、これを受諾した。これにより、アルジェリア、中国、レソト、

モロッコ、ニュージーランド、オーストラリア、カナダに次いで我が国は8番目の締約国となった。

3 APEC

(1) 平成9年(1997年)の動き(議長国：カナダ)

平成9年(1997年)5月7～9日にAPEC税関・産業国際会議(税関シンポジウム)がモントリオールで開催された。また、同月8～10日には第4回APEC貿易担当大臣会合が同じくモントリオールで開催され、その後11月21～25日に、バンクーバーにおいて非公式首脳会議・閣僚会議が開催された。

① アジア経済・金融市場

非公式首脳会議では、平成9年夏以降のアジア通貨・金融問題について、APEC地域の長期的な成長のためのファンダメンタルズが極めて力強いこと、健全なマクロ経済、構造政策、金融分野の効果的な規制等が金融市場の安定回復・潜在的な成長実現の鍵であること、同年11月18～19日に開催されたマニラでの蔵相・中央銀行総裁代理会合で策定された「金融・通貨の安定に向けたアジア域内協力強化のための新フレームワーク」を歓迎し、強く支持するとともに、その迅速な実施を要請すること等が確認された。

② 早期自主的分野別自由化(EVSL)

平成6年(1994年)のボゴール宣言において、「開かれた貿易・投資の達成を、先進国メンバーは2010年、途上国メンバーは2020年までに達成」という目標が設定されていたが、平成7年(1995年)の大阪会議においては、この目標を具体化した大阪行動指針が取りまとめられ、(i)貿易・投資の自由化、(ii)その他の円滑化、(iii)経済・技術協力、が三本柱として位置付けられた。更に平成8年(1996年)のマニラ会議では、この指針に基づいて、自由化・円滑化のための行動計画が策定された。

平成9年(1997年)のバンクーバー会合においては、これらの自由化努力の具体的実施に向けて、早期自主的分野別自由化(EVSL: Early Voluntary Sectorial Liberalization)が策定された。貿易・投資の自由化をより一層促進させるという見地から、早期の自由化がそれぞれのAPECメンバーの貿易・投資、経済成長に建設的な影響をもたらすであろうと特定される分野に関して、自由化措置

(関税引下げ・撤廃、非関税措置の撤廃等)、円滑化措置(基準・認証手続の簡素化、貿易情報の提供等)、経済・技術協力措置を自主的に行うこととして、バンクーバー閣僚会議において、その対象としてそれまで事務レベルで検討されていた41分野から、**表2-3-12**の15分野をEVSLとして特定し、そのうち9分野を優先分野として、早期に自主的な自由化を進めていこうというイニシアティブが執られた。

優先9分野については、平成10年(1998年)6月の貿易大臣会合までに、自由化、円滑化等の具体的措置の中身(関税引下げ・撤廃、非関税措置の撤廃、基準・認証手続の簡素化等)やその対象品目(HS番号で表示)・実施スケジュールの詳細を完成させ、各メンバーの自主的措置として平成11年(1999年)から実施することとされた。その他6分野については、平成10年の首脳会議までに提言をまとめることが合意された。その際に、早期自由化プロセスはそれぞれのメンバーは参加する分野の決定に関し自由であるというAPECの自主性原則を基礎として実施されることが、閣僚声明において確認された。

我が国は、自由化措置が困難な分野・品目(水産物、林産物など)については、自主性の原則の下に自由化措置に参加しないが、円滑化措置、経済・技術協力措置に積極的に対応するとの立場でEVSLに合意した。

表 2-3-12 早期自主的分野別自由化の15分野

優先分野：環境、水産物、林産物、医療機器、電気通信相互承認、エネルギー、玩具、 貴金属・宝石、化学品
その他の分野：油糧種子、食品、ゴム、肥料、自動車、民間航空機

(出所) 有地浩「APEC ヴァンクーヴァー会議について」(『貿易と関税』平成10年2月号)11ページ
により作成。

③ 税関手続小委員会(SCCP)の活動

税関手続小委員会(SCCP)では、ボゴール宣言の要請に応えるために、平成7年(1995年)に我が国の議長の下で、税関分野におけるアクション・プログラムを作成した。同プログラムは、税関手続の調和・簡素化のための5原則(迅速性、信頼性、一貫性、透明性、簡素化)、各国・地域が共通に実施する目標期限を設定した共同行動計画及び同計画実施のための技術支援等、具体的な方策を含む包括的な計画である。

平成9年（1997年）2月のSCCPにおいて「リスク・マネジメント」、「共通のデータ・エレメント」が新たに加えられた。同年4月のAPEC蔵相会議では、SCCPに対して共通行動計画を更に拡大するよう要請がなされ、5月に、SCCPにおいて共通行動計画に「急送貨物」を新たに加えることが合意された。

更にSCCPは、議長国カナダの下で、これら共通行動計画の実施を含む小委員会の活動と、これによってもたらされる効果を貿易関係者に説明した「APEC税関ブループリント」を作成した。これは、将来の税関手続の姿がどのようなか、大規模輸入者、小規模輸入者、輸出者、旅行者、エンフォースメントという5つの視点から具体的な姿がシナリオの形で描かれたものである。

閣僚会議における共同声明では、APECを貿易・投資の円滑化における先駆者と位置付けて、その主要成果として、平成12年（2000年）までの税関手続の調和・簡素化に関する包括的計画をモデルとして提示する「APEC税関ブループリント」が特記された。

④ 新規参加問題

新規参加問題については、バレー、ヴェトナム、ロシアの参加が決定された。3メンバーは平成10年（1998年）11月にマレーシアで開催される閣僚会議・非公式首脳会議から正式に参加することとなった。

（2）平成10年（1998年）の動き（議長国：マレーシア）

① アジア経済危機と国際金融システムの強化

平成10年（1998年）、クアラルンプールで開催された11月17～18日の第6回非公式首脳会議及び14～15日の第10回閣僚会議においては、平成9年（1997年）に起こったアジア金融危機が世界経済に波及し、広範囲にわたる金融危機がAPEC域内のこれまで積み上げてきた発展を大きく後退させている現状を認識するとともに、この金融危機からの早期回復と将来の持続可能な成長を実現するためには、貧困層及び社会的弱者に対する「ソーシャル・セーフティー・ネット（社会安全対策）」の実施、国際金融システムの強化、貿易・投資の自由化を後退させないこと、人材育成等の能力構築などが重要であることを確認する首脳宣言・閣僚共同声明が発出された。

従来、APECでは、貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力に関する議論が中心であったが、この会合では、APEC蔵相からのインプットを基礎と

して、アジア経済危機を反映して、多様なメンバーを含む首脳会議の場で国際金融システムの強化が議論され、首脳宣言においてもその実現に向けた取組みについて幅広い言及がなされたことが特徴的であった。

② 早期自主的分野別自由化（EVSL）の議論

平成10年（1998年）6月にマレーシア・クチンで開催された貿易担当大臣会合では、優先9分野の具体的措置の内容等についていまだ最終合意が形成されていなかったことから、この点について議論が行われた。自主性の原則の下に、分野、措置、品目を各国が柔軟に選択できるようにすべきであるという我が国の主張に対して、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等は、各メンバーは優先9分野全てにおいて、関税・非関税、貿易円滑化、経済技術協力3つの全ての措置について、一部例外はやむを得ないとしても全てに参加すべきであると主張し（パッケージ論）、我が国に水産物、林産物の自由化措置への参加を求めた。

その場では孤立したが、我が国は、ウルグアイ・ラウンド実施期間中であり、前記2分野についてはWTOの次期ラウンドで協議すべきであり、前倒しには反対するという立場で臨み、11月のクアラルンプールの閣僚会議では、「APECの自主性の原則に基づいてEVSLを実施」することになった。我が国の場合、水産物、林産物は対象外とすることになった。

なお、同会合では、優先9分野の関税措置については、APEC域外にも拡大するため、平成11年（1999年）に開催される第3回WTO閣僚会議において合意されることを念頭に置いて、直ちにWTOの場でプロセスを開始できるようAPECとして努力することとされた。これを受けて、WTOにおいては、ATL（加速された関税自由化：Accelerated Tariff Liberalization）という新たな名称の下で、協議が続けられた。

その他の分野の6品目については、平成11年6月の貿易担当大臣会議までに報告できるようにすることとされた。

③ 税関手続小委員会（SCCP）

税関手続小委員会（SCCP）においては、前述したように平成7年（1995年）に9項目の共通行動計画が合意され、平成9年（1997年）には「リスク・マネジメント」、「共通のデータ・エレメント」、「急送貨物」を新たに加えることが合意され、全体で12項目となった。

下表のとおり、目標期限とコーディネーターも設定されており、これらの計画を目標期限までに円滑かつ着実に実施するための技術協力プロジェクトの実施が重要な課題であり、我が国とカナダが技術協力全体の取りまとめ国となった。平成10年（1998年）、その実施を支援するために、APEC 資金を活用する技術協力計画を策定して承認を得ることができ、閣僚共同声明においてその努力が歓迎されるとともに、SCCP が実施している複数年の技術協力事業に関して、基準・適合性、知的財産権、競争政策及びビジネス関係者の移動に関する技術協力事業とともに、その実施に高いプライオリティーが与えられるように指示がなされた。

表 2-3-13 共通行動計画一覧

項目	目標期限	コーディネーター
① HS 条約	1996	日本
② 情報公開	1998	シンガポール、香港
③ 京都規約	1998	日本、ニュージーランド
④ UN/EDIFACT ※	1999	オーストラリア、フィリピン
⑤ WTO 関税評価協定	2000	カナダ、米国
⑥ WTO TRIPs 協定	2000	米国
⑦ 不服申立制度	2000	カナダ、フィリピン
⑧ 分類事前教示制度	2000	ニュージーランド、韓国
⑨ 一時輸入便宜供与	2000	チャイニーズタイペイ、米国
⑩ 共通のデータ・エレメント	1999	カナダ、オーストラリア
⑪ リスク・マネジメント	2002	オーストラリア、米国
⑫ 急送貨物	2000	米国、中国

※ 国際 EDI 標準：the United Nations rules for Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport

（出所）大蔵省『財政金融統計月報』『関税特集』第558号（1998年10月号）20ページにより作成。

④ 新規参加問題

新規参加問題については、前述のとおり、ペルー、ヴェトナム、ロシアの参加が平成9年（1997年）に決定された。3メンバーは平成10年（1998年）11月の閣僚会議・非公式首脳会議（マレーシア）より正式に参加することとなった。

（3）平成11年（1999年）の動き（議長国：ニュージーランド）

① 貿易・投資の自由化・円滑化

貿易・投資の自由化・円滑化（TILF：Trade and Investment Liberalization and Facilitation）は、経済・技術協力と並ぶ APEC の中心課題であり、平成11年は TILF を進める中心的な役割を果たしていた個別行動計画（IAP：Individual Action Plan）のレビューに焦点が当てられた。IAP は、各メンバーが個別に策定する TILF に向けた自発的な行動計画で、関税、非関税措置、サービス、投資、基準・適合性、税関手続など14分野に関し、それぞれ、現状、行動計画を記載することになっている。平成8年（1996年）に最初の IAP が策定され、3年を経てその進展の評価が行われたことになる。IAP メカニズムの下で自由化・円滑化に向けて進展が生じており、特に、関税、投資、基準・適合性、税関手続、知的財産権の分野につき進捗があるとされた。

共同計画（CAP：Collective Action Plan）については、その実施等を担当している貿易投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）等の作業が称賛された。

EVSL については、平成10年（1998年）の閣僚会議において、優先9分野の関税措置について WTO で合意を目指すこととなった。その他の6分野の関税措置については、平成11年6月の APEC 貿易大臣会合において、次期 WTO 交渉で取り扱うこととなった。

② WTO への貢献

平成11年（1999年）9月9～12日のオークランド第11回閣僚会議（9～10日）及び首脳会議（11～12日）において、シアトルで開かれる第3回 WTO 閣僚会議を間近に控え、APEC において、WTO 次期交渉に関し、(i)ビルト・イン・アジェンダの農業、サービスに加え、鉱工業品の関税についての交渉を含むこと、(ii)交渉アジェンダは、バランスがとれ、十分に広範なものとし、交渉は3年で決着すること、(iii)交渉では市場アクセスに加え、WTO ルール・規律の見直し・強化を行うこと、(iv)交渉の結果はシングル・パッケージとして決着し実施されること、(v)ただし、シングル・パッケージは、暫定的な早期の成果（early results）を排除しないこと、等について合意した。

③ 早期自主的分野別自由化（EVSL）9分野の関税引下げ

平成9年（1997年）のバンクーバー会合以来議論を続けてきた EVSL のうち、優先9分野の関税措置については、平成10年（1998年）のクアラルンプール APEC 首脳・閣僚会議において、APEC ではなく WTO の場で議論することに合

意した。前述のとおり、これを受けて WTO においては、ATL（加速化された関税自由化）という新名称の下で協議が続けられていた。

オークランド会合では、クアラルンプール合意を基礎としつつ、WTO 次期交渉と並行して続けられる自由化努力として、WTO における EU 等の非 APEC 諸国との ATL 協議を平成12年（2000年）も続行することを決定した。

なお、前述したようにクアラルンプール合意が基礎となることが明確にされたことから、「林産物、水産物の両分野の EVSL 関税・非関税措置には、自主性の原則に基づき、参加しない。ATL により WTO 次期交渉の各国の立場は予断されてはいけない」という従来の我が国の立場は維持された。

④ 税関手続小委員会（SCCP）

SCCP では、それまで12項目の共同行動計画の達成に向け、所要の経済・技術協力プロジェクトを実施してきていたが、平成11年（1999年）の IAP レビューを踏まえて、知的財産権、基準・適合性などとともに税関手続において顕著な前進があることが、閣僚共同声明に盛り込まれた。

同年は、「職員規律（Integrity）」と「ペーパーレス貿易」への取組みが大きなテーマとなり、前者について共同行動計画とすることに合意が得られ、具体化の検討を開始することとなった。後者については、引き続き検討が行われることとなった。

（4）平成12年（2000年）の動き（議長国：ブルネイ）

① WTO への貢献

閣僚会議は、WTO 新ラウンドの立ち上げ時期について、新ラウンドの立上げに慎重な一部途上国に配慮しつつ「可能な限り早期の立上げ」を目指すとし、また途上国の参加への懸念を払拭し、途上国の利益につながる措置の導入を図ることを視野に入れながら、「閣僚は、ジュネーブ代表団に対して、2001年にアジェンダに関して合意するよう指示する」という形でまとめられた。その後の首脳会議では更に進んで、「アジェンダを2001年の可能な限り早い時期に決め、2001年にラウンド立上げを行う」という形で宣言に明記することとなった。

② 税関手続小委員会（SCCP）

（1）③でも述べたように、SCCP においては、平成7年（1995年）に9項目の共同行動計画（CAP）が合意された。平成9年（1997年）2月の SCCP におい

ては「リスク・マネジメント」、「共通のデータ・エレメント」が新たに加えられた。同年4月のAPEC蔵相会議の要請を受けて、5月にSCCPにおいてCAPに「急送貨物」を新たに加えることが合意された。更に平成11年（1999年）には、「職員規律」が新たに格上げされたほか、平成12年（2000年）には「ペーパーレス貿易」が「UN/EDIFACT」に代わりCAPに格上げされ、13項目となった。

③ APEC 非公式関税局長・長官会議

前述したように（第2章第4節8参照）、平成9年（1997年）6月のWCO総会の機会を利用してAPECメンバー間で協議したところ、CCAPに替えて新たにAPEC非公式関税局長・長官会議（AHOC：APEC Heads of Customs Meeting）を開催していくことが基本的に合意され、APEC・CTI（貿易投資委員会）を通じて平成9年11月のバンクーバーでのAPEC閣僚会議に報告された。

これを受けて、平成10年（1998年）6月にWCO総会の機会を利用し、我が国がホストとなって非公式AHOCが開催され、平成11年（1999年）には、APECの議長国であるニュージーランドのホストにより、同じくWCO総会に併せて開催された。

4 ASEM

（1）ASEM第2回首脳会合

ASEMについては、平成10年（1998年）4月2～4日にロンドンで第2回首脳会合が開催され、政治対話の促進、経済面での協力、地球的規模の課題に関する協力などについて議論が行われた。

また、アジアの金融・経済情勢が主要テーマとなり、アジア側の意向を受けて議長声明とは別途「アジアの金融・経済情勢に関する声明」が発表され、アジア・欧州が一致協力して本問題に対処することとされた。

更に、税関手続を含む貿易円滑化行動計画（TFAP：Trade Facilitation Action Plan）が採択され、優先的にTFAPを進める分野として、税関手続、基準・適合性、政府調達、検疫、知的財産権など7分野が指定された。

(2) ASEM 蔵相会合

蔵相会合は、平成9年(1997年)9月にバンコクにおいて第1回蔵相会合が開催された。その際に税関協力に関して、ASEM 関税局長・長官会議の成果が歓迎され、その活動が承認された。

平成11年(1999年)1月にフランクフルトで開催された第2回蔵相会合では、税関における監視・手続両分野でのアジア・欧州間の協力の更なる進展が奨励されるとともに、貿易円滑化と税関の監視取締りは十分調和される必要があることが再確認された。

(3) ASEM 関税局長・長官会議

関税局長・長官会議は、平成8年(1996年)6月の中国における第1回会議に続き、平成9年(1997年)6月20～21日、ウィーンにおいて、欧州委員会及びオランダの共同議長の下、第2回会議が開催された。監視作業部会(テーマは、麻薬・覚せい剤、マネー・ローンダリング、商業犯則、銃器及び知的財産権等)及び手続作業部会(テーマは京都規約見直しへの共通アプローチ、税関手続の調和・簡素化に関する官民合同セミナー等)からの報告等を基に議論が行われたほか、以後は本会議を2年に一度、アジア・欧州間で交互に開催すべきこと、第3回会議は我が国が平成11年(1999年)に議長を務めること、監視・手続の両作業部会は年1回ブラッセルで開催すべきこと等が合意された。

第3回会議は平成11年6月23日にブラッセルで、日本の渡辺裕泰大蔵省関税局長の議長の下で開催され、前記両作業部会の報告を基に意見交換が行われた。

監視分野としては、同分野における協力の枠組み作り、アジア・欧州のRILO間の協力、セミナー等の開催、リスク評価、最新技術活用について、重点的に取り組んでいくことが確認された。

手続分野では、TFAPの税関関連で、関税分類(HS)の遵守・採用、WTO評価協定の遵守・採用、既存のデータベースへの相互アクセスを通じた透明性の向上、官民合同セミナーの開催等9つの活動項目(デリバラブルズ)が設定されており、これらの進捗に引き続き努力していくことなどが確認された。

第5節 関税・税関当局間の国際協力

1 技術協力

我が国が行う関税・税関分野に関する技術協力は、以下の項目に関する開発途上国による自助努力を支援することを主な目的として行われた。

- ① 税関手続の迅速化と貿易の円滑化
- ② 財政基盤の確立・整備（関税評価協定と事後調査制度等）
- ③ 密輸取締りに対する国際的な取組み（麻薬、銃砲等、知的財産権の保護、テロ対策など）

（1）WCO・日本関税技術協力プログラム

平成10年（1998年）から、従来の受入研修に加えて、開発途上国における将来の政策の企画・立案担当者を対象とした留学生制度が開始され、埼玉大学及び政策研究大学院大学の修士課程で開始された。

（2）2国間援助プログラム

WCOやJICAを通じた受入研修に加えて、2国間援助経費により大蔵省関税局が直接受け入れる受入研修は、WCO 非加盟国を含む世界中の開発途上国のニーズに対応した研修を我が国が主導的かつ機動的に実施できるよう、平成7年度（1995年度）に開始されたが、それを契機に、研修の実施についても、従来の関税局（及び税関）から施設の整った同省税関研修所が主に担当するように改められた。

平成9年度（1997年度）には、この受入研修の担当部門として、税関研修所に「税関国際交流センター室」（現・国際研修課）が新設され、関連する講義は当センター室で集中的に実施し、現場視察を含む実地研修は各税関が担当するという形で運営された。

(3) JICA 税関行政セミナー

昭和45年度（1970年度）から平成10年度（1998年度）までの29年間で、延べ78か国から473名を、平成12年度（2000年度）までの31年間で、延べ82か国から505名を受け入れた。

2 税関手続の調和・簡素化に向けた取組み

平成8年（1996年）6月のG7リヨン・サミット経済宣言において、税関手続の標準化・簡素化の作業の開始が謳われたのを受けて、平成9年（1997年）3月以降G7税関手続専門家会合において、輸出入に際して税関及び他省庁が求めるデータ及びその電子的な申告様式の標準化と、データ項目の必要最小限化への取組みが進められた。

当初は、輸入のデータ・エレメントの定義が国によって若干異なっていたため、データ項目は800項目に及んでいたが、この定義を合わせることにより、項目は約90に絞り込まれた。これにより輸出者は、貿易相手国への輸入手続に必要とされる情報が予見可能となったので、標準化・簡素化された情報を輸入者に送付することができるし、輸入者もそれによって事務の時間・コストが削減されることとなった。

平成9年6月のデンバー・サミットにおけるG7首脳ステートメント、平成10年（1998年）のG7蔵相会議における「結論文書」において、それぞれ本件が取り上げられた。

(補注)

本稿は、大蔵省『財政金融統計月報』『関税特集』号（1990年9月号、1992年10月号、1994年10月号、1996年10月号、1998年10月号、2000年10月号）、及び日本関税協会発行『大蔵省関税局年報』平成4年版から平成13年版（平成9年版以降は『関税年報』に改題。）に基づき編纂した。

また次の各文献を参考としている。

1. 関税政策・関税行政

- ・吉田道弘「関税政策・税関行政の30年の回顧と展望」（『ファイナンス』平成3年12月号）
- ・原雅彦「輸入行政の動向〈輸入通関手続の改善について〉」（『ファイナンス』平成3年12月号）
- ・藤倉基晴「関税定率法等の一部を改正する法律の概要」（『ファイナンス』平成6年12月号）
- ・（大蔵省）関税局監視課・業務課・調査保税課「最近の税関行政の動向」（『ファイナンス』平成6年12月号）
- ・久保田勇夫「最近の国際情勢と関税行政」（『貿易と関税』平成9年3月号）
- ・斎藤徹郎「当面の財政金融政策及び平成10年度関税改正案について」（『貿易と関税』平成10年3月号）
- ・渡辺裕泰「最近における関税政策・税関行政について」（『貿易と関税』平成11年3月号）
- ・渡辺裕泰「最近における関税政策・税関行政について」（『貿易と関税』平成12年3月号）
- ・（大蔵省）関税局企画課「関税政策—その古くて新しい役割—」（『ファイナンス』平成12年12月号）
- ・（大蔵省）関税局調査保税課・業務課「簡易申告制度の導入—新たな通関制度のあり方を求めて—」（『ファイナンス』平成12年12月号）
- ・渥美恭弘「最近の密輸動向と監視取締強化」（『ファイナンス』平成12年12月号）
- ・寺澤辰磨「最近における関税政策・税関行政について」（『貿易と関税』平成13年3月号）

2. 国際関係

(1) ガット (GATT)、WTO

- ・筑紫勝磨編著『ウルグアイ・ラウンド ―GATT から WTO へ―』(平成6年6月30日、日本関税協会)
- ・鏡味徳房「最近の関税行政等について」(『貿易と関税』平成7年3月号)
- ・久保田勇夫「WTO 体制下の対外政策」(『貿易と関税』平成8年3月号)
- ・宇野悦次「WTO 第1回閣僚会議(於シンガポール)について」(『貿易と関税』平成9年2月号)
- ・宇野悦次「第2回 WTO 閣僚会議とガット／WTO50周年記念行事」(『貿易と関税』平成10年7月号)
- ・鶴田仁「WTO 第3回閣僚会議について」(『貿易と関税』平成12年2月号)
- ・鶴田仁「第3回 WTO 閣僚会議について」(『ファイナンス』平成12年2月号)

(2) CCC/WCO、技術協力及び国際協力

- ・木村嘉秀「第3回関税協力理事会(CCC)アジア・大洋州地域会合の開催について」(『ファイナンス』平成3年5月号)
- ・(大蔵省) 関税局国際調査課「CCC40年の歩み―設立経緯から現在の活動まで―」(『ファイナンス』平成5年2月号)
- ・(大蔵省) 関税局国際調査課「関税協力理事会優秀業績賞伝達式について」(『ファイナンス』平成5年3月号)
- ・中野博「国際協力の一層の推進をめざして―関税局、税関の技術協力事業への取組み―」(『ファイナンス』平成5年12月号、平成6年1月号)
- ・河野泰一「第7回日米税関協力会議について」(『ファイナンス』平成6年1月号)
- ・山下幸男「最近における外国税関当局との会合について」(『ファイナンス』平成8年11月号)
- ・長瀬透「世界税関機構(WCO)の近況」(『ファイナンス』平成11年12月号)
- ・御厨邦雄「我が国税関の国際協力」(『ファイナンス』平成11年12月号)
- ・(大蔵省) 関税局調査課「WCO(世界税関機構)における我が国の取組み」(『ファイナンス』平成13年12月号)

(3) APEC、ASEM 及び CCAP

- ・木原隆司「環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP）の開催について」（『ファイナンス』平成元年7月号）
- ・齋藤博「第2回環太平洋関税庁長官・局長会議について」（『ファイナンス』平成2年11月号）
- ・後藤真一「第3回環太平洋関税庁長官・局長会議について」（『ファイナンス』平成4年5月号）
- ・岡本直之「第4回環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP）開催—アジア・太平洋地域の関税当局間の相互理解及び相互協力の一層の推進を—」（『ファイナンス』平成6年12月号）
- ・吉永國光「第3回アジア太平洋経済協力（APEC）閣僚会議等の概要」（『ファイナンス』平成6年12月号）
- ・藤本進「APEC の場における税関手続の簡素化・調和の検討について」（『ファイナンス』平成7年8月号）
- ・久米重治「APEC 大阪会議について」（『ファイナンス』平成7年8月号）
- ・藤本進、小口一彦「APEC 大阪会議と今後の自由化の方向」（『ファイナンス』平成7年12月号）
- ・津曲俊英「第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウム」（『ファイナンス』平成7年12月号）
- ・藤本進「第1回 ASEM 関税局長・長官会議について」（『ファイナンス』平成8年8月号）
- ・有地浩「APEC ヴァンクーヴァー会議について」（『貿易と関税』平成10年2月号）
- ・氏家輝雄、青山繁俊「APEC クアラルンプール会議について」（『貿易と関税』平成11年2月号）
- ・青山繁俊、小阪好洋「第3回 ASEM 関税局長・長官会議等について」（『貿易と関税』平成11年9月号）
- ・青山繁俊「APEC オークランド会議について」（『貿易と関税』平成12年1月号）